

第 9 号

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県学校給食費等の管理に関する条例（令和4年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「県は、」の次に「法第4条、特別支援学校給食法第3条及び夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき、夜間中学（夜間に授業を行う学級を置く中学校をいう。）及び」を加え、「のうち」を「のうち、」に改め、「法第4条及び特別支援学校給食法第3条の規定に基づき」及び「夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立ゆうあい中学校における学校給食の実施に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。